

佐伯地域、吉和地域や宮島地域にある介護の現場に就職するあなたに引越費用の一部を助成します！

過疎地域介護人材確保支援事業（引越等の費用の一部を助成）

- ①佐伯地域、吉和地域、宮島地域にある介護サービス事業所で新たに就労するために市外から転入または市内転居した（する）週32時間以上勤務する常勤の介護職
※転入（転居）先は、廿日市市全域を対象
- ②引越等に要した費用の1/2を助成（最大200,000円※1人1回限り）
【対象経費】
 - ・家財道具の運搬のため引越業者等に支払った費用
 - ・家財道具の運搬のため利用した車両等の燃料費、借上料及び有料道路料金、船賃
 - ・移転先までの移動に係る交通費
 - ・住宅の賃貸借契約の締結に伴う礼金

介護サービス事業所とは

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業所（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、地域密着型介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所並びに介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。ただし、地域包括支援センターは除く。

介護職とは

介護サービス事業所で相談及び介護に従事する者（生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、機能訓練指導員、栄養士、介護支援専門員等及び管理者をいう。

※事務、調理又は送迎の運転を主として従事する者は除く。

常勤とは

介護サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間未満を除く。）に達し、介護サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

問い合わせ先

廿日市市健康福祉部高齢介護課

電話：0829-30-9155

※事業所を通じての申請・問い合わせをお願いします。

